

令和8年度

事業概要

選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査事務局

目 次

1	選挙管理委員会事務局	
I	概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	事業の概要	2
2	人事委員会事務局	
I	概要	3
II	組織と事務分掌	4
III	事業の概要	4
3	監査事務局	
I	概要	5
II	組織と事務分掌	6
III	事業の概要	6

1 選挙管理委員会事務局

I 概要

1. 局長 長谷 英昭
2. 局の職員数 10人（令和8年4月20日現在）

3. 令和8年度予算の概要

(1) 一般会計 予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
18 国庫支出金	350	2 総務費	575,650
19 県支出金	175,937		
歳入合計	176,287	歳出合計	575,650

Ⅱ 組織と事務分掌

市選挙管理委員会事務局

- (1) 選挙管理委員会の庶務に関すること。
- (2) 選挙の啓発に関すること。
- (3) 選挙（財産区議会議員選挙を含む。）の管理執行、明るい選挙の推進に関すること。
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査法の管理執行に関すること。
- (5) 地方自治法に基づく直接請求に関すること。
- (6) 日本国憲法の改正手続に関する法律に基づく国民投票に関すること。
- (7) 区選挙管理委員会の指揮監督に関すること。

区選挙管理委員会事務局

- (1) 選挙管理委員会の庶務に関すること。
- (2) 選挙の啓発に関すること。
- (3) 公職選挙法に基づく選挙人名簿の調製、選挙（財産区議会議員選挙を含む。）の管理執行、明るい選挙の推進に関すること。
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に関すること。
- (5) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づく裁判員候補者予定者及び検察審査会法に基づく検察審査員候補者の選定に関すること。
- (6) 地方自治法に基づく直接請求に関すること。
- (7) 日本国憲法の改正手続に関する法律に基づく国民投票に関すること。

Ⅲ 事業の概要

各種選挙人名簿の調製を行うほか、住民の政治意識の向上を図るための各種講座や啓発イベント等を企画運営する。

また、令和9年4月の任期満了に伴い行われる神戸市議会議員選挙及び兵庫県議会議員選挙の管理執行に向けた諸準備を行う。

2 人事委員会事務局

I 概要

1. 局長 中田 裕子
2. 局の職員数 15 人（令和 8 年 4 月 20 日現在）

3. 令和 8 年度予算の概要

(1) 一般会計 予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
24 諸収入	—	2 総務費	260,374
歳入合計	—	歳出合計	260,374

Ⅱ 組織と事務分掌

人事委員会事務局

調査課

- (1) 事務局の庶務に関すること。
- (2) 委員会の議事に関すること。
- (3) 人事に関する統計報告の作成に関すること。
- (4) 給与、勤務時間その他の勤務条件の調査、研究及び立案に関すること。
- (5) 厚生福利制度の調査、研究及び立案に関すること。
- (6) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- (7) 給与支払の監理に関すること。
- (8) 勤務条件に関する措置の要求の審理に関すること。
- (9) 不利益処分に関する審査請求の審査に関すること。
- (10) 職員の苦情処理に関すること。
- (11) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関すること。
- (12) 職員団体の登録に関すること。
- (13) 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- (14) 退職手当の支給制限等の処分に関する審査に関すること。
- (15) 退職管理に関すること。
- (16) 他課の主管に属しないこと。

任用課

- (1) 人事記録の管理に関すること。
- (2) 研修及び人事評価の調査、研究及び立案に関すること。
- (3) 競争試験（選考考査を含む。）に関すること。
- (4) 職員の選考及びその他任用に関すること。

Ⅲ 事業の概要

公正かつ能率的な人事行政の運営を確保するため、公平審査（措置要求・審査請求）、職員の苦情処理、労働基準監督、給与に関する調査・報告及び勧告、職員の採用試験・選考、職員の昇任選考等を実施する。

3 監査事務局

I 概要

1. 局長 中田 裕子
2. 局の職員数 22 人（令和 8 年 4 月 20 日現在）

3. 令和 8 年度予算の概要

(1) 一般会計 予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
24 諸収入	92	2 総務費	306,502
歳入合計	92	歳出合計	306,502

II 組織と事務分掌

監査事務局

第1課

第2課

第3課

- (1) 局の庶務及び局内事務の連絡調整（第1課所管）に関する事。
- (2) 諸会議（第1課所管）に関する事。
- (3) 兵庫県都市監査委員会に関する事。
- (4) 財務監査(事務及び工事その他技術等)に関する事。
- (5) 行政監査に関する事。
- (6) 財政援助団体等の監査(事務及び工事その他技術等)に関する事。
- (7) 決算審査及び基金運用状況審査に関する事。
- (8) 健全化判断比率等審査に関する事。
- (9) 内部統制評価報告書審査に関する事。
- (10) 現金出納検査に関する事。
- (11) 住民監査請求その他の監査に関する事。
- (12) 外部監査人の監査に関する事。

III 事業の概要

地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、定期監査及び行政監査、財政援助団体等の監査、決算審査及び基金運用状況審査、健全化判断比率等審査、内部統制評価報告書審査、出納検査並びに外部監査等に係る事務を実施する。監査等にあたっては、事務事業が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。